主な指導事項について

生活介護・自立生活援助・
就労定着支援・就労移行支援・就労継続支援（A型、B型）

従業者の員数①

（指導内容）

①従業者の勤務形態及び勤務体制について、届出と実態が異なっており、その結果、人員欠如が認められました。

②併設事業所にも従事している職員の勤務体制及び勤務実績が区分されておらず、当該事業所における勤務時間が不明確でしたので、明確に区分してください。

（補足説明）

①②以外にも、人員基準に定める員数に満たない月又は常勤職員を配置していない月があり給付費の返還を求めた例もあります。

人員基準欠如については、減算になる可能性がある上に、不正と認定される場合には、行政処分の対象となる場合もございます。

従業者の員数②

（指導内容）

③生活支援員について、実際に出勤していないにも関わらず出勤したこととして記録している例がありました。

（補足説明）

　当該行為は不正行為になります。いかなる場合においても不正行為は行わないでください。

勤務体制の確保等

（指導内容）

　勤務表を作成していませんでした。

　つきましては、月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

（補足説明）

　月ごとに勤務時間等の必要事項を明確にしたうえで作成してください。

サービス管理責任者

（指導内容）

　サービス提供責任者の員数について、事業所に勤務すべき員数を配置していない期間がありましたので、配置してください。

（補足説明）

　人員基準欠如について、不正と認定される場合には、行政処分の対象となる場合もございます。

内容及び手続きの説明・同意

（指導内容）

①個人情報の保護に関する項目について、厚生労働省が作成した「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」は廃止されていますので、適宜削除してください。

②提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載してください。

③サービスの利用申込があった際に説明・交付すべき重要事項説明書及び利用契約書について、サービス提供開始から数か月後に利用者に交付している例がありました。

（補足説明）

①「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」は、原則として、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインである「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に一元化されております。

②第三者評価については、必ず実施しなければいけない事項ではございませんが、実施していない場合には実施状況無と記載いただく必要はございます。

③利用申込があった際はすみやかに当該書面について説明の上、交付してください。

運営規程

（指導内容）

①個人情報の保護に関する項目について、厚生労働省が作成した「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」は廃止されていますので、適宜削除してください。

②在宅利用者の支援、施設外支援及び施設外就労について、当該支援の内容を運営規程に位置付けていませんでしたので、位置付けてください。

（補足説明）

①「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」は、原則として、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインである「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に一元化されております。

②在宅利用者や施設外支援及び施設外就労をする利用者がいる場合、忘れず記載してください。

契約支給量の報告等

（指導内容）
　サービスの利用に係る契約内容の報告をしていませんでした。
　つきましては、利用者との契約を締結・変更・終了したときは、受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告してください。

（基準省令一部抜粋）

『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準』第10条第3項、第4項

３　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

４　前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

サービスの提供の記録

（指導内容）

　サービス提供記録について、サービスを提供した旨の確認を利用者等から受けているか確認できませんでしたので、サービスを提供した旨の確認を利用者等から受けてください。

（補足説明）

　在宅支援を行った日についても確認を受ける必要がございます。

介護給付費（訓練等給付費）の額に係る通知等

（指導内容）

　法定代理受領通知について、利用者に対して通知していませんでしたので、通知してください。

（補足説明）

　口頭のみで内容を伝えた場合は、法定代理受領通知を通知したことになりませんので、必ず文書にて通知してください。

個別支援計画の作成

（指導内容）

①アセスメントを実施していませんでしたので、実施し記録してください。

②個別支援計画作成に係る会議について、開催記録を確認できませんでしたので、議事録を作成してください。

③個別支援計画について、支援目標の達成時期を記載していませんでしたので、記載してください。

（その他指導例）

「原案について意見を求めているか確認できない」例や、「開催していない」例等もございます。

工賃の支払い
※就労継続支援B型

（指導内容）

　年度毎に工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知していませんでしたので、通知してください。

（補足説明）

　障害の特性に応じた通知をしてください。

賃金及び工賃
※就労継続支援A型

（指導内容）

　生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上とならず、自立支援給付を賃金の支払に充てていました。

　つきましては、経営の改善に取り組んでください。

（補足説明）

　常に生産活動の向上や収入・支出改善を図り、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な軽費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になるようにしなければいけません。

定員の遵守

（指導内容）

　利用定員について、定員を超えている日がありました。

　つきましては、利用定員を超えてサービスの提供を行わないでください。

（補足説明）

　定員超過減算にあたる場合は給付費の返還をしていただきます。また、定員超過減算にあたらない場合においても、定員については必ず守ってください。

身体的拘束等の禁止

（指導内容）

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備してください。

③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施してください

（補足説明）

令和4年4月1日より義務化されている内容になります。

身体的拘束等の適正化のための委員会・研修については、虐待の防止のための委員会・研修と合わせて実施しても構いません。

施設外就労

（指導内容）

施設外就労の職業支援員等の配置について、利用サービスとは異なるサービスを提供する支援員を配置している例がありました。

また、複数サービスの利用者が合同で施設外就労を行う際に、いずれか1つのサービスを提供する支援員のみを配置している例がありました。

つきましては、施設外就労における職業指導員等の配置について、サービスごとに必要な員数を配置してください。

（補足説明）

サービスごとに必要な員数の配置が必要になります。

また、多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要がある。

なお、各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあっては、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能です。

虐待の防止

（指導内容）

　虐待の防止のための研修について、一部の従業者に実施していませんでした。

　つきましては、全ての従業者に対し定期的に研修を実施するとともに、新規採用時にも必ず虐待防止の研修を実施してください。

（補足説明）

　令和4年4月1日より義務化されている内容になります。また、虐待の防止のための研修の実施以外に義務化されている内容は、委員会の開催や、委員会や研修を適切に実施するための担当者を置くことが挙げられます。

　虐待の防止のための委員会・研修については、身体的拘束等の適正化のための委員会・研修と合わせて実施しても構いません。

業務管理体制の整備等

（指導内容）

　業務管理体制の届出について、市障害福祉課に変更届を行っていませんでしたので、届出を行ってください。

（補足説明）

　法令遵守責任者や法人の種別・名称、事業所名称等が変更した場合は変更の届出を行ってください。

欠席時対応加算
※就労移行支援・就労継続支援（A型、B型）・生活介護

（指導内容）

欠席時対応加算の算定要件である「利用者又は利用者の家族等との連絡調整を行うとともに、利用者の状況等を記録し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行った場合」についての記録が不十分でしたので、具体的に記録してください。

（補足説明）

利用者の状況や相談援助の記録を具体的に残してください。欠席連絡を受け、休んだ理由のみの記録では加算を算定できません。

算定要件を満たしていない場合には、給付費の返還の対象となる場合があります。

福祉専門職員配置等加算
※就労移行支援・就労継続支援（A型、B型）・生活介護・自立生活援助

（指導内容）

要件を満たさない月がありました。

（補足説明）

算定要件に係る記録を毎年度作成し、要件を満たしているか確認してください。

算定要件を満たしていない場合には、給付費の返還の対象となる場合があります。

目標工賃達成指導員配置加算
※就労継続支援B型

（指導内容）

　目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置していない月がありました。

（補足説明）

　算定要件を満たしていない場合には、給付費の返還の対象となる場合があります。

福祉・介護職員処遇改善加算
福祉・介護職員等特定処遇改善加算

（指導内容）

　賃金改善を行う方法等を職員に口頭で周知しているとのことでした。

　つきましては、障害福祉サービス等処遇改善計画書等を用いて職員に周知してください。

（補足説明）

　書面にて周知いただく必要がございますので、障害福祉サービス等処遇改善計画書等を用いて周知してください。

就労支援関係研修修了加算
※就労移行支援

（指導内容）

　算定要件を満たしていませんでした。

（補足説明）

　就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、特定の研修を修了した者を就労支援員として配置する必要があります。

　また、算定要件を満たしていない場合には、給付費の返還の対象となる場合があります。

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算
※就労定着支援

（指導内容）

　就労定着支援員について、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を配置していない月がありました。

（補足説明）

　算定要件を満たしていない場合には、給付費の返還の対象となる場合があります。